

重点的に検証を行う外郭団体の課題等(所管部局の検討案)

平成19年5月現在

内の数字は団体数

区分	団体名 (所管部局・課室)	設立年/ 出資等額 (出資割合)	H19 県派遣 職員数	事業概要	現在の改革基本方針等及びその理由	改革の実施状況	課題等	今後の方向性及び理由
廃止とされている団体	(特)長野県土地開発公社 (企画局土地対策室)	S48年 19百万円 (100.0%)	1	<ul style="list-style-type: none"> 県、国等からの依頼に基づく、公共用地、公用地等の先行取得及び造成 県等からの委託に基づく、用地取得のあっせん、調査等の受託 取得した代行用地の管理及び処分 	<p>「団体の廃止」 (県等への保有土地の引き渡しを終了した時点において) (先行取得事業の県直営化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期保有土地が整理できない場合、土地価格の下落や金利負担増による県財政への影響が避けられない。 今後も大幅な事業量の増加は見込めない。 平成20年度末用地取得業務終了、平成24年度未解散 	<ul style="list-style-type: none"> 長期保有土地の販売促進 未処分の産業団地の保有面積及び簿価 H15末:60.7ha、18,024百万 H18末:43.4ha、11,753百万 県職員への採用選考(H19:1名採用) 	<ul style="list-style-type: none"> <用地先行取得が必要な事業> 道路、河川、県施設、国直轄事業等 <公社廃止(県直営)に伴う課題> 予算・財源措置や組織・人員配置などでの即応性の低下 国直轄事業、幹線道路網整備での非効率化、市町村への業務分散化 専門性の高い用地業務ノウハウの逸失 	<ul style="list-style-type: none"> <方向性> 団体の存続 組織・人員体制の更なるスリム化 <理由> 今後も一定の事業量が存在 県直営に比べ経済的に優位 <活用できる公社の機能> 民間金融機関からの資金調達を活用した機動的な予算・財源措置 高度な用地業務ノウハウを持つ専門家集団 国直轄事業の受託
	(社)長野県林業公社 (林務部森林整備課)	S41年 68百万円 (100.0%)	4	<ul style="list-style-type: none"> 分収造林契約及び分収育林契約に係る保育(間伐・枝打ち等)事業 	<p>「団体の廃止」 (財務条件等を満たした時点において)</p> <ul style="list-style-type: none"> 分収林事業は、契約終了時までの間は、伐採収入が得られず、県及び農林漁業金融公庫からの借入金を主な財源としており、財務面の問題がある。 また、当初予定していた木材販売収入が見込めない可能性が高く、極めて厳しい経営状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 収入間伐の積極的な実施(H16~) 農林漁業金融公庫資金の繰り上げ償還及び低利融資への借換え(H16~) 分収造林地の分収率の見直し(H17~) 国等に対する要請(消費税の非課税特例措置の拡大、契約変更手続き簡略化のための法整備、公社運営への支援措置等)(H16~)等 	<ul style="list-style-type: none"> 県行造林移行のための国による制度改正は見通しが立っていない 消費税(約16億円)が課税される 約3800名の契約者との変更手続きは膨大な人的・財政的負担が必要 県行造林に移行した場合、国の公社支援措置が受けられなくなり、県費負担の増額が必要 <平成19年度の措置> 県職員4名派遣(1名増)及び嘱託職員2名分を予算措置 	<ul style="list-style-type: none"> <方向性> 団体の存続 <理由> 無利子貸付金等の国の支援措置が公社を対象 県行造林移行には消費税が課税 契約変更手続きには膨大な人的・財政的負担
	(特)長野県道路公社 (土木部道路建設課)	S47年 21,952百万円 (100.0%)	5	<ul style="list-style-type: none"> 有料道路の建設及び維持管理(6路線7区間供用中) 	<p>「団体の廃止」 (財務条件等を満たした時点において)</p> <ul style="list-style-type: none"> 採算性の高い新たな路線の建設が見込めないことなどから。 平成26年度末に道路公社を廃止することにより結果的に早期無料開放(当初計画では平成38年度) 県出資金(219億円)は返還免除 	<ul style="list-style-type: none"> 経営改善に向けた取り組み 料金徴収業務委託等の一般競争入札への移行(H17~) 県派遣職員を減員し、プロパー職員を登用(H16~) 	<ul style="list-style-type: none"> <早期無料開放に伴う影響等> 県出資金の返還がなされず、県財政に影響 = それに見合う行政サービスが提供出来ない。 維持管理費の県負担増(H27~H38の12年間分) 無料化に伴う交通量の増加により、一部の道路で沿道環境の悪化が懸念される 公社廃止に伴う有料道路の全線無料化は全国的に事例なし(国の許認可を要する) 	<ul style="list-style-type: none"> <方向性> 全路線の償還が完了、または、有料道路の事業期限に達した段階で団体の廃止(平成38年度) <理由> 県出資金(219億円)を県に返還 維持管理費の県負担増を回避
事業縮小とされている団体	(特)長野県住宅供給公社 (住宅部建築管理課)	S40年 61百万円 (100.0%)	-	<ul style="list-style-type: none"> 分譲事業(一般分譲住宅、宅地分譲) 市街地整備事業(市街地住宅整備事業、街づくり建築物事業、ファミリー賃貸住宅事業) 管理受託事業(県営住宅、県職員宿舎) 建設受託事業(市町村営住宅、市町村賃貸住宅) 	<p>「事業の縮小」 (制度改正後に改革基本方針を見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅供給戸数は量的には十分需要を満たしており、公社の設立目的と現実の事業内容が乖離し、民業圧迫との指摘がある。 また、良質な住宅供給の充実の面においても、公社が担い手である必然性はなくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地住宅整備事業から撤退(H17~) ファミリー賃貸住宅事業から原則撤退(H18~) 借入金の繰上げ償還及び低利資金への借換え(H16~) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年6月の地方住宅供給公社法の改正により、自主解散規定が新設(公社は設立団体の議会の議決を経て国土交通省の認可を受けたとき解散可能) 損失補償及び連帯債務など公社と金融機関等の間に多額の長期契約(H52まで)があり、これら債務の解消を図るには制度的・財政的な課題がある 公営住宅管理の効率化が必要 	<ul style="list-style-type: none"> <方向性> 事業の縮小 公営住宅の管理等受託機関として地方公共団体支援業務に特化 <理由> 職員の専門性の活用が可能 公営住宅管理、市町村支援業務はニーズが存在 既存団地の処分を推進し分譲事業を廃止 多額の長期契約の相手方(金融機関・住宅金融支援機構)からの了解が困難

区分	団体名 (所管部局・課室)	設立年/ 出資等額 (出資割合)	H19 県派遣 職員数	事業概要	現在の改革基本方針等及びその理由	改革の実施状況	課題等	今後の方向性及び理由
県 関 与 の 廃 止 と さ れ て い る 団 体	(財)長野県テクノ財団 (商工部ものづくり振興課)	H13年 2800百万円 (47.7%)	3	<ul style="list-style-type: none"> 産学官交流事業や国際交流事業等による共同研究開発促進基盤の確立 長期優位性が確保できる競争力の高い共同研究プロジェクトの創出・運営支援 戦略的人材の育成(ナノテクスーパーカレッジの開催など) ナノカーボンなど新産業・新分野等創出支援 	<p>「県関与の廃止」</p> <ul style="list-style-type: none"> 本来は産学が主体的に参画することが望ましい。 知的クラスター創成事業の終了を一つのタイミングとして、平成18年度末に県職員派遣とそれに伴う人件費の補助を廃止する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県派遣職員を段階的に縮減 H16: 9名、H17: 5名、H18: 3名 	<ul style="list-style-type: none"> 知的クラスター創成事業(第 期:H19~23)は申請済み 国や企業等とのパイプを持ち幅広い知識を持つような人材が不足 財団の設立に当たって、県が発起人として基金の多くを出捐し、地域企業・市町村に出捐をお願いした経緯があり、県関与を廃止することに反発あり <p><平成19年度の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 18年度と同数(3名)の県職員を派遣 	<p><方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> 県関与の継続(県職員の派遣及び人件費補助) <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 産学官連携による共同開発研究プロジェクトの企画・運営には県派遣職員が適している 事業提案書を提出した知的クラスター創成事業(第 期)の運営 産業振興戦略プランの基本戦略である信州型スーパークラスターの形成
	(財)長野県下水道公社 (生活環境部生活排水対策課)	H3年 20百万円 (50.0%)	28	<ul style="list-style-type: none"> 下水道に関する普及啓発事業(パンフレットの作成、イベントの実施) 市町村の委託を受けて市町村が施行する下水道工事に伴う調査、設計及び施工管理 流域下水道の終末処理場、公共下水道の終末処理場の維持管理 下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習 	<p>「県関与の廃止」</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理職ポストは県派遣職員が占めており、早急にプロパー職員の登用を図り、団体としての自律性を高める。 流域下水道の維持管理業務は県直営とし、公社は民間事業者が行う運転操作の評価・監視業務について県の業務を補完する。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織の見直し(一部支所の廃止、本社組織の再編)(H16~) 土木部長の理事長併任を見直し(H16~) 県派遣職員の縮減 H15:43名、H16:32名、H17:28名、H18:29名 プロパー職員の係長への登用(H16~) 	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理業務を県直営とした場合、公社に代わる新たな技術専門家集団を県独自でつくる必要がある 県職員の派遣を廃止した場合、プロパー職員のみでは組織の管理運営能力に不安が残る 評価・監視業務を行う公社職員に対して県が指示した場合、労働者派遣法に違反する可能性あり 県直営としてもコスト削減は僅か 国際一般競争入札となり、県内事業者の受注機会の減少や外資系企業が受託した場合の管理リスク増大が懸念される 	<p><方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> 県関与の継続 流域下水道維持管理業務は引き続き公社に委託 人的関与は、おおむね5年後に廃止 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 専門集団でありノウハウが蓄積された公社に委託することが効率的、経済的 プロパー職員を養成し自立した組織としていくこととし、段階的に県派遣職員を減らす
	(財)長野県建築住宅センター (住宅部建築管理課)	S47年 5百万円 (21.2%)	2	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等の確認・検査 特殊建築物等の定期報告調査・検査報告の指導啓発 住宅の性能評価、性能保証及び完成保証業務 住宅関連産業振興のための、調査、研究等 	<p>「県関与の廃止」</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物等の確認検査業務など、他の民間機関の参入の可能な業務があることから、参入条件を平等にすべく段階的に県職員の派遣及び運営費補助を縮小する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県の発注方法を見直し、県がセンターと随意契約していた統計調査を廃止し民間業者と契約(H16~) 運営費補助の廃止(H17~) 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震強度偽装問題等から建築確認検査の厳格化を図られた 中立公正な機関として「構造計算適合性判定」を担うなど、県・特定行政庁以外の公的な第三者機関として住宅行政の補完が必要 	<p><方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> 構造計算適合性判定機関の業務が軌道に乗るまでの間、県関与(県職員派遣)を継続 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 構造計算適合性判定機関として、年間600件の審査を実施する 県下に均一な建築確認検査等のサービス体制を維持する
	(財)長野県暴力追放県民センター (警察本部組織犯罪対策課)	H3年 200百万円 (57.8%)	-	<ul style="list-style-type: none"> 広報啓発活動(県民大会の共同開催) 協力支援事業(暴排資料の作成配布) 暴力相談事業(常設、巡回相談) 受託事業(不当要求防止のための責任者講習) 暴力団からの離脱、社会復帰対策事業 暴力団監視情報収集事業 	<p>「県関与の廃止」</p> <p>(県警の改革による暴力追放体制の強化) (自発的意思に基づく広範な民間運動の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 暴力追放運動そのものは行政のみで行うべきでなく、民間における取り組みが重要であり、その運動の担い手としては、ほとんどの収入を県補助金で賄っているセンターのあり方は望ましいとは言えず、自発的な意思に基づく民間運動として生まれ変わるべく抜本的な見直しが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 県補助金の減額 H16:19,457千円 H17:12,942千円 H18:6,448千円 自治体、企業等への賛助会員拡大活動の推進(H17~) 	<p><県補助金減による影響></p> <ul style="list-style-type: none"> 職員2名は賛助会員募集業務の増により、責任者講習会及び企業・官庁回りが十分実施できていない 暴力事案の集約・整理・提供事業の停滞及び無料相談所の開設において弁護士会の負担過重 <p><平成19年度の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> H18を超えない範囲で計上(6,448千円) 	<p><方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> 県関与の継続 活動に支障を生じないよう財政的支援を実施 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 賛助会員制度により構築された市町村及び企業等との連携を維持していくため、県として役割を果たすことが必要 補助金の削減により、職員が雇用できないため、十分な事業が実施できていない 県関与を廃止する一方で市町村等に財政的支援を求めることに関し理解を得ることが困難

区分	団体名 (所管部局・課室)	設立年/ 出資等額 (出資割合)	H19 県派遣 職員数	事業概要	現在の改革基本方針等及びその理由	改革の実施状況	課題等	今後の方向性及び理由
県 関 与 の 見 直 し と さ れ て い る 団 体	(財)長野県消防協会 (危機管理局消防課)	S53年 50百万円 (14.0%)	-	・ 防火思想の普及啓発事業 ・ 消防技術の指導、教育事業 ・ 消防関係者の表彰事業	「 県関与の見直し 」 (県と市町村及び団体との役割分担の明確化) ・ 消防行政については、市町村が実施主体であるため、県と協会、市町村の役割分担を明確にし、実施主体を整理する。 ・ 協会事務局(本部・支部)への県の人的関与をなくし自律性を高める。	・ 本部事務局への県職員派遣の廃止(H16~) ・ 県補助金の廃止(H17~)	・ 基本方針策定後、支部(地区協会)事務局体制については、市町村や協会と役割分担を検討した結果、引き続き県で事務を行うこととなっている	<方向性> ・ 支部(地区協会)事務局に対する県の人的関与を当面継続(常備消防の広域化が進展するおおむね5年後の段階で再検討) <理由> ・ 支部(地区協会)事務局は県(地事所)と共同で進めるものもあり、杓子定規に役割分担を線引きし、直ちに県の人的関与をなくすことは現実的に困難である。また、市町村を支援する立場の県が関与することは、地域消防・防災業務の円滑な推進のために担うべき役割でもある。 ・ 市町村からの分担金で運営している支部(地区協会)にとって、県の人的関与の減少は、結果として地元市町村の負担の増加を強いることとなる。
	(財)長野県長寿社会開発センター (社会部長寿福祉課)	H元年 220百万円 (66.0%)	3	・ 先進的、先駆的モデル事業の調査、情報誌などの発行 ・ 信州ねりんピックの開催、全国健康福祉祭への選手派遣等 ・ シニアリーダー養成講座の開催、高齢者の社会参加を促進するための研修会開催 ・ 賛助会の活動支援	「 県関与の抜本的な見直し 」 ・ 老人大学については、県職員が団体の職員の立場で業務に携わっている状況を改め、県直営化し事業実施体制を明確化する。 ・ 県職員及び県社会福祉協議会職員の派遣・従事は必要最小限の規模に縮小し、賛助会員等の運営への参加促進を県として積極的に提案していく。	・ 県派遣職員を段階的に縮減 H15:5名、H16:17:4名、H18:3名 ・ 地区賛助会の立ち上げ(H18~) ・ 老人大学の運営を県直営化(H18~)	・ 団塊世代の大量退職時期を迎えているが、事務局を縮小し、かつ老人大学を県直営化したことにより、シニアリーダー養成講座などとの一体的な運営ができなくなっている。	<方向性> ・ 県関与の継続 ・ 他団体との事務局統合も視野に入れながら、事務局体制の充実を図る。 <理由> ・ 高齢者施策を推進していくためには、老人大学を含め、高齢者の生きがいづくり、社会参加活動の推進に関する施策をセンターが一体的に実施することが効果的かつ効果的であるため
	(社福)長野県社会福祉事業団 (社会部障害福祉課)	S39年 未出資	18	・ 知的障害者援護施設「水内荘」の設置経営 ・ 知的障害者総合援護施設「長野県西駒郷」の受託経営(指定管理者) ・ 長野県障害者福祉センター「サンアップル」の受託経営(指定管理者) ・ 通所授産施設、グループホームの設置経営、障害者総合支援センター事業の受託	「 県の人的関与を廃止し、財政的関与のあり方を見直す 」 【人的関与】 団体運営の自律化を図るため、県職員の派遣を段階的に廃止する。 ・ 本部事務局 H18年度までで派遣廃止 ・ 西駒郷 H19年度 〃 【財政的関与】 ・ 本部事務局 H18年度までで運営費補助廃止 H20年度以降は基本的に支援費のみで運営(重度の利用者に係る経費など特別の経費は例外) ・ 西駒郷	・ 社会福祉施設整備に係る融資事業を廃止(H17~) ・ 県職員派遣の廃止 水内荘(H17~) 県障害者福祉センター(H18~) ・ 西駒郷への県職員派遣の縮減 H17:51名、H18:33名 ・ 指定管理者制度の導入 西駒郷(H17~) 県障害者福祉センター(H18~)	【人的関与】 ・ 本部事務局 ・ 事業団の改革を進める上で、困難かつ専門性を必要とする業務を行う人材が不足 西駒郷 ・ 急激な県職員の引き上げにより、利用者支援に関して経験不足による不安 ・ 保護者も県職員の派遣継続を希望 【財政的関与】 ・ 本部事務局 指定管理料に本部事務局経費が算入されていない。 西駒郷 ・ 地域生活への移行により、利用者が減少しているが、施設の分散などにより人員を減らすことができない。 ・ H18年4月、障害者自立支援法の施行に伴い、経営見通しが極めて不透明な状況となっている。	<方向性> ・ 西駒郷に関しては、人件費の削減や規模の縮小を進め、採算性の困難な状況が解消されるまでの間、必要な財政的関与を継続する。人的関与については、必要な期間関与を行う。 【人的関与】 ・ 本部事務局 事業団改革が一段落するH20年度まで、県職員1名を派遣 ・ 西駒郷 事業団職員にノウハウが継承されるまでのおおむね3年間、一定数の県職員を派遣 【財政的関与】 ・ 本部事務局 H20年度まで運営費を一部補助 ・ 西駒郷 西駒郷の状況を適切に反映した指定管理料を交付 <理由> ・ 事業団の人材育成を支援するとともに、必要な職員体制を確保し、利用者に適切なサービス提供を行うため。
	(財)長野県文化振興事業団 (生活環境部生活文化課)	S54年 20百万円 (100.0%)	30	・ 県民文化会館、伊那文化会館、信濃美術館及び飯田創造館を指定管理者として管理代行 ・ 埋蔵文化財の発掘及び研究 ・ 自主企画事業の実施	「 県の人的関与の抜本的な縮減 」 ・ プロパー職員を管理職に登用し、責任と創意工夫の発揮を促す。 ・ 文化会館等の館長に専門知識が豊富な人の登用を行う。 ・ 歴史館は、職員のほとんどが県派遣職員なので県直営とする。 ・ 県派遣職員は事務局員及び学芸員等に限定する。	・ 歴史館の県直営化(H17~) ・ 伊那文化会館・県民文化会館の館長に民間人を登用(H17~、H18~) ・ プロパー職員の管理職への登用(H17~) ・ 県が文化会館(3)、創造館(2)、信濃美術館へ指定管理者制度を導入(H18~) 文化会館(2)、創造館(1)、信濃美術館の指定管理者となる ・ 県派遣職員の縮減(埋蔵文化財センター除く) H17:12名、H18:1名	・ 県の人的関与の急激な縮減により、事業団の円滑な運営に支障がはじまっている(県職員に代わるプロパー職員が十分に育っていない)。 H17:12名、H18:1名 <平成19年度の措置> ・ 事業の進捗管理、人材育成等を支援するため、事務局へ県職員2名を増加派遣(常務理事、事務局員)	<方向性> ・ 基本方針は変更しないが、管理職を担うプロパー職員の養成に必要なおおむね5年間、県職員を派遣 <理由> ・ 事業団の円滑な自立を支援
(財)長野県中小企業振興センター (商工部ビジネス誘発課)	S46年 305百万円 (73.5%)	3	・ 相談助言事業 ・ 商品化・販路開拓支援事業 ・ 人材育成事業 ・ 連携支援等支援体制整備事業 ・ 情報提供事業	「 県関与の抜本的な縮減 」 ・ 事業の選択と集中を行い、当センターを中小企業の経営革新や新事業展開、起業(創業)支援等を行う団体とする。 ・ 県派遣職員を縮減するほか、公募による民間からの役員登用を行うなど、プロパー職員を中心とした専門家組織への転換を図る。	・ 設備貸与と事業の休止(H16~) ・ 県派遣職員の縮減 H16:21名、H17:18:3名 ・ 専務理事を公募により民間から登用(H17~)	・ 県派遣職員数を縮減 H16:21名、H17:3名、H18:3名 ・ 産業振興戦略プラン(H19.3)において、センターが新たに担う機能や事業が提言された。 (提言された主な事業) 地域資源活性化事業 成長産業分野キャッチアップ事業 地域中小企業育成プロジェクト事業 マーケティング支援センター機能強化 等	<方向性> ・ 基本方針は変更しないが、産業振興戦略プラン等で提言された事業を具現化するため、必要な県職員を派遣 <理由> ・ 経済動向の変化や国・県等の新たな施策立案等により、振興センターの事業量も変動するが、それに伴ってプロパー職員を増減することは難しいので、ノウハウを持っている県職員を派遣することにより弾力的に対応する。	

区分	団体名 (所管部局・課室)	設立年/ 出資等額 (出資割合)	H19 県派遣 職員数	事業概要	現在の改革基本方針等及びその理由	改革の実施状況	課題等	今後の方向性及び理由
統合とされている団体	(特)長野県信用保証協会 (商工部ビジネス誘発課)	S29年 5990百万円 (17.1%)	1	・ 中小企業者等が銀行その他金融機関から事業資金の貸付等を受ける際、その貸付金等の債務の保証 ・ 上記債務に係る代位弁済	「制度的な制約を解消した段階で長野県農業信用基金協会と統合」 ・ 事業の効率化及び業際に位置する事業者に対する保証対象の拡大の観点から	・ 平成16年度から国に対し制度改革を提案	・ 平成16年度から国に対し制度改革を提案 国は、制度の仕組み・目的が異なるため、法律改正は困難との見解	<方向性> ・ 現在の体制で事業の効率化を図る
	(特)長野県農業信用基金協会 (農政部農村振興課)	S36年 569百万円 (9.1%)	-	・ 農業者等が農協等の融資機関から農業経営資金、生活資金等の貸付を受ける際の融資機関に対する借入金の債務保証 ・ 上記保証に係る代位弁済	「制度的な制約を解消した段階で長野県信用保証協会と統合」 ・ 信用保証協会との統合により、業際に位置する事業者への保証が可能となり事業効率性も向上するため。	・ 平成16年度から国に対し制度改革を提案	・ 平成16年度から国に対し制度改革を提案 国は、制度の仕組み・目的が異なるため、法律改正は困難との見解 ・ 農協と連携して事業を推進していくことが効率的	<理由> ・ 制度の仕組み・目的が異なる ・ 国は、法律改正を行わない方針であり、統合できない。
	(社)長野県農業担い手育成基金 (農政部農村振興課)	H5年 500百万円 (24.9%)	-	・ 新規就農者の研修、就農準備等に係る助成金の交付 ・ 青年農業者等担い手の育成にかかる助成金の交付 ・ 新規就農相談や就農支援資金の貸付	「(財)長野県農業開発公社と統合」 ・ より効果的な担い手育成施策の推進を図る。		・ 農業開発公社と農業担い手育成基金が統合した場合、統合後の法人は県出資比率が50%を下回り、農業経営基盤強化推進法に基づく法人要件を満たさなくなる ・ 平成15年度から国に対し制度改革を提案 国は、都道府県等の意見が反映されず、公平性・信用力が担保できないため、改正は困難との見解	<方向性> ・ 現在の体制で事業の効率化を図る <理由> ・ 農業開発公社と農業担い手育成基金が統合した場合、統合後の法人は県出資比率が50%を下回り、農業経営基盤強化推進法に基づく法人要件を満たさなくなる
	(財)長野県農業開発公社 (農政部農村振興課)	S45年 313百万円 (100.0%)	-	・ 農地保有合理化法人として、農地の中間保有機能を活かした認定農業者等への農用地の売り渡し等 ・ 農用地の整備	「(社)長野県農業担い手育成基金と統合及び長野県農業会議と事務局を統合」 「制度的な制約を解消した段階で長野県農業会議と統合」 ・ 関連業務を集約し業務の効率性の向上を図るとともに、あわせて県派遣職員及び人件費補助の縮減も実現できる。	・ 平成16年5月に長野県農業開発公社と長野県農業会議が事務局を統合 ・ 平成19年4月から長野県農業担い手育成基金は、県庁東庁舎に移転し、農業開発公社及び農業会議とワンフロアー化を実施 ・ 平成15年度から国に対し制度改革を提案		<方向性> ・ 現在の体制で事業の効率化を図る
	(特)長野県農業会議 (農政部農業政策課)	S29年 未出資	2	・ 農地法に係る知事諮問に対する答申(法4条、5条) ・ 基本農政の確立に関する要請活動 ・ 農業委員会の委員及び職員等に対する研修会、講習会 ・ 農業者年金業務に関する指導	「(財)長野県農業開発公社と事務局を統合」 「制度的な制約を解消した段階で(財)長野県農業開発公社と統合」 ・ 担い手への農地の利用集積においては、長野県農業開発公社との業務の関連性が高いため、両団体の連携強化により業務の効率性と農業者へのサービスの向上が図れる。		・ 平成15年度から国に対し制度改革を提案 国は、農業開発公社は収益事業を行っており、両団体を一体化する必然性を認めていないため、法律改正は困難との見解	<理由> ・ 制度の仕組み・目的が異なる。 ・ 国は、法律改正を行わない方針であり、統合できない。 ・ 既に事務局統合などにより業務の効率化を実施しており、仮に統合してもこれ以上の効果は見込めない。